

商工 かつの

平成30年度
Vol. 4



2019かつの新年祝賀会を開催



平成31年1月5日(土)、鹿角市、小坂町、かつの商工会の3団体が主催する毎年恒例となっている「2019かつの新年祝賀会」が鹿角パークホテルを会場に開催され、行政関係者、商工業者、関係団体など各界から約430名が出席いたしました。参加された皆様は、新年の挨拶や名刺交換を行いながら交流を深め新しい年を祝いました。

柳澤会長は、「今年10月には、消費税が8%から10%にアップされることから、少なからず消費市場への影響が予測されます。当商工会では、消費税の円滑な転嫁対策支援を進めると共に、景気対策に係る施策を積極的に推進することとしております。また、労働力不足や事業承継問題など山積する諸問題に関しても、役員や総代、昨年新設した総務・産業経済・労働福祉の3つの委員会の協力を仰ぎながら、組織をあげて積極的に取り組むこととしております。」と挨拶を述べました。

平成31年は10月には消費増税が控えており、事業承継問題や労働力不足など多くの課題がある中で、かつの商工会は会員事業所の課題一つ一つの解決に取り組み、地域の発展を目指してまいります。



最新情報はホームページ・Facebookをご覧ください！

HP <http://kazuno-shokokai.org/>



<https://www.facebook.com/kazuno.shoko/>

かつの商工会

検索

「働き方」が変わります！！

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

Point 1

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point 2

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point 3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

～商工会の会員支援紹介～

IT導入補助金 (平成29年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業)

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の皆様が自社の置かれた環境から強み・弱みを分析・把握し、経営課題の解決や業務効率化、売上向上といった経営力の向上・強化を図ることを目的としてITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する際、経費の一部が補助されるものです。

かづの商工会では、三次公募の申請の相談を受けた事業者に対し、制度説明やITツール導入後5年間の労働生産性の計画数値策定、申請にあたっての操作説明などを支援いたしました。その結果、申請した会員事業者3社全てが「採択」となりました。今後もIT活用による業務効率化の取り組みは必要となると考えられますので、商工会としても積極的な情報提供や活用提案を行い伴走型支援に取り組んでまいります。



軽減税率対策補助金

中小企業・小規模事業者消費税軽減税率対策補助金

消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

～複数税率対応として、2つの申請類型があります～

複数税率対応レジの導入等支援 (A-1～A-4型)

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

- ・いずれも、補助額は、レジ1台あたり20万円が上限です。
- ・複数台申請等については、1事業者あたり200万円が上限です。
- ・申請サポート制度が充実しています。

受発注システムの改修等支援 (B-1、B-2型)

電子的な受発注システム(EDI/EOS等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

- ・原則、既にEDI/EOS等の電子的受発注を利用している事業者が対象です。
- ・B-1型は、指定事業者による代理申請を原則とします。
- ・B-2型は、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。
- ・補助上限額は、発注システム側・受注システム側の改修・入替ごとに異なります。

※「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日(2016年3月29日)から**2019年9月30日**までに導入または改修等が完了したものが支援対象となります。

申請受付 期限	A型及びB-2型	2019年12月16日までに申請(事後申請)
	B-1型	上記期限(2019年9月30日)までに事業を完了することを前提に、 2019年6月28日までに交付申請を行ってください。 完了報告書は2019年12月16日までに提出してください。

○詳しくは軽減税率対策補助金ホームページをご覧ください。

<http://www.kzt-hojo.jp/>

消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です!



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相應の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について

- ☐ 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。
- ☐ レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。

軽減税率制度に関する情報

国税庁ホームページ内



をクリック

軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター
(軽減コールセンター)

【専用ダイヤル】0570-030-456
《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)

軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。
ぜひご参加ください。

■開催日時、場所については [軽減税率説明会](#)

[検索](#)



軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局
URL <http://kzt-hojo.jp/>

【専用ダイヤル】0570-081-222
《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)

確定申告のお知らせ

平成30年分の確定申告の時期が近付いてまいりました。以下の点などに留意し、適切な税務申告を行いましょ

配偶者控除及び配偶者特別控除が変わります

平成30年分の確定申告から配偶者控除及び配偶者特別控除が、配偶者の合計所得金額のほか、申告される方**ご本人の合計所得金額**に応じて適用されるとともに、控除額が変更されました。

医療費控除は、領収書の提出が不要となりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに**“医療費控除の明細書”**の添付が必要となりました。

マイナンバーの記載等について

確定申告書を提出する際は、毎回下記のものが必要です。

マイナンバー(12桁)の記載 + **本人確認書類の提示又は写しの添付**

本人確認
書類の例

《例1》マイナンバーカード

《例2》通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

平成30年分個人事業主 申告期限及び納期限

所得税及び復興特別所得税

申告期限
納期限 平成31年3月15日(金)

振替日 平成31年4月22日(月)

消費税及び地方消費税

申告期限
納期限 平成31年4月1日(月)

振替日 平成31年4月24日(水)

新規会員のご紹介

ユカダン ナリタ	成 田 守 建 設 業
幸輝林業	栗 山 純 一 建 設 業
ヒカリ電工	田 村 晃 建 設 業
川上自動車商会	池 田 雅 一 サービス業

白金運輸(株)鹿角営業所	海 鋒 徹 哉 サービス業
黒澤苗畑事業所	黒 澤 良 勝 小 売 業
(株)かづの駅前薬局	浅 利 貢 小 売 業
にこもぐ	小田島 里美 サービス業

商工会では新規の会員を募集しています。お近くに加
入していない事業所がございましたら、商工会までご連
絡ください。事務局職員が加入のご説明に伺います。

会 員 数 854名 青年部員数 57名
商工業者数 1,530名 女性部員数 113名
(平成31年2月1日現在)

小規模企業の
会社役員の
みなさまへ

＼会社の役員なら／

小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ
準備しておく共済制度です。国が作った制度なので、安心・安全です。

小規模企業等の会社役員 なら加入可能

建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・
娯楽業に限る)等は常時使用する従業員
の数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の会社役員 でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業
登記簿謄本に役員登記されている方な
らどなたでも加入可能。

役員なら受け取れる 大きなメリット

小規模企業共済制度には積立時・受
取時ともに大きなメリットが受けられ
ます。詳細は下記をご覧ください。

制度のメリット

掛金は全額所得控除

受取時も税制メリット

掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として
課税対象所得から控除できます。

共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、
分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

個人事業主、
会社代表者のうち
もちろん
加入できます

Be a Great Small.
中小機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済

検索

※詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧ください

発 行：かづの商工会 発行日：平成31年2月1日
本 所：〒018-5201 鹿角市花輪字柳田14-1
小坂支所：〒017-0202 鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部16-2
E-mail: kazuno@skr-akita.or.jp

Tel:0186-22-0050/Fax:0186-23-2698
Tel:0186-29-2378